

那須塩原市議会

議会活性化特別委員会委員長 様

投票率向上への提言書への回答

令和4年9月8日

那須塩原市選挙管理委員会

令和4年5月19日に提出されました「投票率向上への提言書」につきまして、当委員会での内容を検討した結果、次のとおり回答いたします。

投票時間の繰り上げについて

本市では、各選挙とも期日前投票の利用者数が増加していること、及び投票日当日の午後6時以降の投票者数が少ない状況を鑑み、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙から、市内43か所の投票所の投票終了時刻を2時間繰り上げ、午後6時までとしました。

なお、市内5か所に設置している期日前投票所の投票終了時刻については、これまでどおり午後8時までとしています。

投票に関すること

○ 期日前投票について

(1) スーパー等への期日前投票所を増設すること

現在、期日前投票所は黒磯地区（本庁・イオンタウン那須塩原）、西那須野地区（西那須野支所）、塩原地区（塩原支所・ハロープラザ）の5か所に設置しています。商業施設はイオンタウン那須塩原1か所ですが、買い物の際に投票できることから投票者数も多い状況です。

商業施設等への期日前投票所増設については、投票者の利便向上が図れるものと考えています。一方で、スーパー等への期日前投票所の増設には、契約可能な商業施設等の選定に加え、増設した場合における事務従事者の確保や選挙システム用LANケーブル整備経費等^(※1)の課題もありますので、それらを踏まえ検討してまいります。

なお、本市では5か所の期日前投票所を期日前投票期間中、常時開設しています。このような例は、県内にはなく、期日前投票の機会は充実していると考えています。

※1 選挙システムには、住基情報等が含まれておりWi-Fiによるデータの送受信は個人情報漏えいのおそれがあるため、各投票所には選挙システム用LANケーブル整備が必要です。

(2) 自治公民館のデジタル環境整備と期日前投票所設置の研究を行うこと

本市には自治公民館が153か所あり、選挙では、43か所の投票所のうち13か所の自治公民館に投票所として協力を頂いているところです。自治公民館に期日前投票所を設置することについては、前述のように事務従事者の確保、選挙システム用LANケーブル整備経費等の課題や選挙システムを整備することのセキュリティ上の問題があり、それらを考慮すると自治公民館のデジタル環境整備と期日前投票所の設置については、困難であると考えています。

(3) 高校への期日前投票所設置すること

期日前投票所は、本市の選挙人名簿に登録のある方が誰でも投票に来ることができることから、高校の生徒及び関係者以外の方が校内に入れることとなり、教育現場のセキュリティ上の問題があると考えています。

また、選挙時期によっては、期日前投票を実施する高校の生徒が18歳になっておらず、投票できる生徒がごく一部になるケースや時期によっては進学、就職試験の時期と重なることが懸念されます。事務従事者の確保や選挙システムとの情報共有の仕組みが必要と考えています。これらの課題及び費用効果等を含め、類似自治体の事例を参考にしながら実施の可否について検討してまいります。

○ 投票所について

(1) 交通の便が悪い場所への移動投票所の検討を行うこと

山間部の高齢者等、投票所に行く移動手段が無い方への支援は必要であると考えます。期日前投票期間において、移動投票所に限らず移動支援などの効果的な手法や実施場所など、類似自治体の事例を参考に検討してまいります。

(2) 共通投票所など、投票しやすい環境づくりの研究を行うこと

共通投票所は、投票区に関係なく市内43か所の投票所でどこでも投票できる制度となります。共通投票所を導入するためには、二重投票防止の措置が必要であり、全ての投票所に選挙システム用LANケーブル整備を行う必要があると考えます。選挙システムを自治公民館や小中学校に整備することのセキュリティ上の問題や環境整備に係る経費（約1億円の見込）等の問題により導入は困難であると考えています。

(3) 投票所のバリアフリー化を進めること

投票所のバリアフリーについては、投票環境の整備という観点から重要な課題であると認識しています。昨年4月に執行した市議会議員選挙から、市内43か所全ての投票所において土足のままで投票を可能としたところがあります。

また、通路に段差等がある投票所については、様々な工夫を凝らしながら対応しているほか、選挙執行後に投票管理者及び投票事務主任者に対して、投票所における改善点等の調査を実施し、問題点の把握と改善に努めています。

(4) 投票所ごとの、車いすが必要な方など、配慮が必要な方を把握すること

前述の各投票所における改善点等調査の中で、来場した選挙人からの意見等を含め調査することで、車椅子が必要な方など、投票所ごとの配慮が必要な方を把握し、必要な備品等の整備に努めてまいります。

啓発に関すること

○ 若年層への取り組みについて

(1) 学生へ不在者投票方法の周知を進めること

市外へ住所を変更した場合は速やかに住民票を移して新住所地で投票をすることになりますが、新住所地に転入届を提出した後、3か月経過し、新住所地の選挙人名簿に登録されないと旧住所地で投票することになります。旧住所地が遠方で投票に行くことが困難な場合は、不在者投票制度によって新住所地で投票することができますので、これらの周知・奨励に取り組んでまいります。

(2) 学校や保育園等での主権者教育を行う場合、教育委員会や保育課と連携を図るなど、部を横断して協力を行い、主権者教育を推進すること

選挙の意義や重要性を学習するとともに、自ら考え、自ら判断する自立した主権者を育てるためには、幼少期からの主権者教育が重要であると考えています。関係する機関や部署と協議を重ね、幼少期からの主権者教育を推進できるよう取り組んでまいります。

(3) 子どもを持った若い子育て世代や高校生などそれぞれの年齢層に向け、適切に広報を行うこと

本市で執行した近年の選挙結果を見ると、若い世代の投票率が他の世代と比較して低い傾向にあります。仕事や育児が重なる世代であり、投票率を高めるためには様々な課題があると思われます。本市では園児を介して「ぬりえ」の入った選挙周知用チラシを保護者に渡し、家庭内で選挙に関する意識を高めてもらう取組を実施しています。

また、高校生については出前講座によるPRや高校を介した投票立会人従事のアプローチを行い、効果的な広報に取り組んでまいります。

(4) 模擬議会の実施に関し、協力すること

選挙管理委員会としてできることについては、議会と連携しながら協力していきたいと考えています。

○ 選挙管理委員会について

(1) 投票率の向上に向けた効果的な広報を行うこと

選挙ごとに、「棄権することなく投票しましょう」という啓発広報活動など、選挙時啓発について工夫を凝らしながら実施しています。最近の事例では商工会・工業団地連絡協議会・金融機関など、経済団体と連携した告知やSNSを活用した告知、未就学児や小中学生を介した保護者への告知などを実施しています。

また、選挙時以外に常に啓発広報活動を行う常時啓発については、投票用機材の貸出し、出前講座等を行っています。今後も、選挙時啓発、常時啓発ともに、更に充実した啓発広報活動に取り組んでまいります。

(2) 選挙管理委員への若い世代の参画またはオブザーバーとしての参加を行うこと

(3) 若者目線の取組、視点を導入する事で課題解決の方向性を検討するため、『若者選挙管理委員会』創設の研究を行うこと

(2)・(3)について関連がありますので、合わせてお答えいたします。

若い世代が選挙や政治に関心を持つことは重要なことと考えています。また、若者目線の取組、視点を導入することも必要であると考えます。

そういった観点から、若者の意見を集約、検討するための組織や議論の場を創設することは、若い人材を育成し、将来の担い手の確保にも繋がることと考えています。「選挙管理委員への参画」「若者選挙管理委員会」といった御意見を参考に若い人の視点による考えやアイデアを取り入れられるよう組織や議論の場の検討を行ってまいりたいと考えています。

その他

- (1) 市議会が行っている高校生との意見交換、出前講座、子ども議会探検に協力すること

選挙管理委員会としてできることについては、議会と連携しながら協力していきたいと考えています。